

○宗像市ふるさと寄附返礼品提供事業実施要綱

令和2年9月18日

告示第236号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市にふるさと寄附をした寄附者(以下「寄附者」という。)に対し、お礼の品として贈呈する商品、サービス等(以下これらを「返礼品」という。)を提供する宗像市ふるさと寄附返礼品提供事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の要件)

第2条 寄附者に対して返礼品を提供する事業者(以下「協力事業者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に事業所、工場等を有する法人、団体又は個人事業者であること。
- (2) 返礼品の提供に関し、寄附者等からの苦情、要望等に対応する体制を確立し、適切な対応を行うこと。
- (3) 返礼品の生産、製造、販売、サービス等に関して必要な許可等を取得し、かつ、関係法令を遵守すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報の適切な取扱いを行うこと。
- (5) 本市と契約しているシステム会社が提供するふるさと納税管理システムを利用すること。
- (6) セキュリティが確保されたインターネット環境を有していること。
- (7) 市町村税を滞納していないこと。
- (8) PL保険又はそれに準ずる保険に加入していること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(返礼品の要件)

第3条 返礼品は、本市のイメージ向上、地域産業の活性化等に寄与すると認められるものであって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準(平成31年総務省告示第179号)第5条に定める基準を満たすもの
- (2) ふるさと納税に係る返礼品の送付等について(平成29年4月1日付け総務大臣通知)第2第2項第1号に掲げる返礼品に該当しないもの
- (3) 返礼品に係る関係法令を遵守しているもの
- (4) 一定の品質及び数量を確保し、安定的な供給ができるもの(期間又は数量を限定して供給する場合も含む。)
- (5) 原則として、発注(市が協力事業者に対し返礼品の提供を依頼することをいう。以下同じ。)した日から1月以内に発送できるもの
- (6) 寄附者に返礼品が到着した日の翌日から起算して5日程度の賞味期限が保証されているもの(返礼品が食品である場合のみ)
- (7) 返礼品に関する情報開示が可能であるもの

(8) 市の指定する宅配事業者による配達が可能であるもの

2 返礼品の提供価格(消費税及び地方消費税、梱包等の経費を含む。)は、寄附金額の3割を限度とする。

(協力事業者の登録の申請)

第4条 協力事業者として市の登録を受けようとする事業者は、宗像市ふるさと寄附協力事業者登録申請書に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 宗像市ふるさと寄附協力事業者基本情報シート
- (2) 会社概要や返礼品の内容がわかるパンフレット等の資料
- (3) 市町村税の滞納がないことの証明書
- (4) PL 保険又はそれに準ずる保険の証書の写し
- (5) 協力事業者の事業に係る許可証等の写し(該当する場合のみ)

(協力事業者の登録)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、協力事業者としての登録の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(令6告示186・一部改正)

(登録内容の変更)

第6条 登録事業者は、登録内容に変更があったときは、速やかにその内容を市長に届け出なければならない。

(登録事業者の辞退)

第7条 登録事業者は、協力事業者としての登録を辞退しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録内容に虚偽があったとき。
- (2) 第2条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 故意又は重大な過失により市又は寄附者に損害を与えたとき。
- (4) 市の信用を失墜させる行為があったとき。
- (5) 公序良俗に反する行為があったとき。
- (6) 市の指導に従わないとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が協力事業者として適当でないと認めたとき。

(返礼品の登録)

第9条 登録事業者は、提供する返礼品について、あらかじめ市の返礼品台帳への登録を受けなければならない。

2 登録事業者は、前項の登録を受けようとするときは、返礼品提案シートに次に掲げる資料を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 返礼品の画像
- (2) 原材料割合表(返礼品が市外で加工された商品である場合に限る。)

(返礼品の変更)

第10条 登録事業者は、前条第1項の規定に基づき市の返礼品台帳に登録された返礼品(以下「登録返礼品」という。)に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更後の内容による前条第2項の書類を市長に提出しなければならない。

(返礼品の掲載停止及び発注停止)

第11条 市長は、登録返礼品が次のいずれかに該当するときは、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載又は返礼品としての発注を停止することができる。

- (1) 返礼品の発送に遅延があるとき又は遅延が予想される時。
- (2) ふるさと納税ポータルサイトに掲載された返礼品の内容等に誤りがあったとき。
- (3) 返礼品に重大な過失又は不備があったとき。
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(返礼品の登録の取消し)

第12条 市長は、登録返礼品が次のいずれかに該当するときは、返礼品の登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 4月1日から翌年3月31日までの1年間において、寄附者から一度も返礼品の申込みがなかったとき。
- (3) 市長が返礼品として適当でないとして認めたとき。

(返礼品の配送)

第13条 登録事業者は、原則として発注日から1月以内に寄附者に返礼品を発送するものとし、寄附者が返礼品の到着日時を指定した場合は、可能な限り、その期日に到着するよう発送しなければならない。

- 2 登録事業者は、発注日から1月以内に返礼品が発送できないことが判明したときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 登録事業者は、寄附者に対し返礼品を発送する旨の通知を事前に送付しなければならない。
- 4 登録事業者は、その責において返礼品の配送(事業者が返礼品を発送し、その返礼品を寄附者が受け取ることをいう。以下同じ。)を完了しなければならない。
- 5 市長は、返礼品に係る代金を返礼品の配送が完了した後に支払うものとし、登録事業者は、返礼品の配送が完了したときは、翌月10日までに当該返礼品に係る代金を市長に請求するものとする。

(寄附者への対応)

第14条 登録事業者は、返礼品の提供に係る苦情、事故、トラブル等に関しては、本市の信用を失墜させることがないように、登録事業者の責任において真摯に対応し、速やかに解決しなければならない。なお、これらに関し、市は、一切の責任を負わないものとする。

- 2 登録事業者は、寄附者からの苦情、事故、トラブル等があったときは、その内容を記録するものとし、特に重要なものについては、その事実及び対応の結果を速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 寄附者からの返礼品の品質、遅配等の苦情により返礼品の回収又は再発送を行った場合の費用は、登録事業者の負担とする。

(市が行う PR 等への協力)

第 15 条 登録事業者は、ふるさと寄附の PR 等を目的として市が行う情報発信に対して協力するものとする。

2 市長は、登録事業者から提供された返礼品等の画像について、ふるさと寄附返礼品提供事業の範囲内において、自由に利用することができるものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 登録事業者は、市から提供を受けた寄附者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき適正に取り扱うものとし、次に掲げる行為をしてはならない。登録事業者でなくなった後も、同様とする。

(1) 返礼品の配送以外の目的で個人情報を使用する行為

(2) 個人情報の全部又は一部を複製し、若しくは複製し、又は加工して使用する行為

(3) 個人情報を第三者に漏らす行為

2 前項に定めるもののほか、寄附者に係る個人情報の管理、使用等に関し必要な事項については、市長の指示に従わなければならない。

(令 5 告示 44・一部改正)

(登録事業者の責務等)

第 17 条 登録事業者は、返礼品に係る業務を第三者に委託してはならない。ただし、返礼品の配送、会計処理等事務処理の一部を委託することについては、この限りでない。

2 市のホームページ、チラシ、ふるさと納税ポータルサイト等に掲載する返礼品の画像、説明等については、登録事業者が提供するものとし、その経費も登録事業者が負担するものとする。

3 登録事業者は、市の提供するパンフレット、ステッカー等を同梱又は貼付し、適正な取扱いの下、発送しなければならない。この場合において、登録事業者が自社カタログ又はチラシを同梱することを妨げない。

4 返礼品に係る地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存するものとする

5 各地方団体の調査・確認に応じる義務を負うものとする。

(令 6 告示 186・一部改正)

(助言及び指導)

第 18 条 市長は、ふるさと寄附返礼品提供事業の実施に関し、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、助言又は指導を行うことができる。

(損害賠償等)

第 19 条 登録事業者は、食品表示法の違反及びこの告示の内容に違反する行為を行った場合は、当該行為により生じた損害について市及び寄附者へ賠償しなければならない。

2 各種法令等の改正、総務省の通知等に伴いふるさと寄附制度に変更が生じた場合又は国の決定によりふるさと寄附制度が終了した場合において、登録事業者に不利益又は損害が発生したときは、市長はその責任を負わないものとする。

3 違反や損害および、契約不履行等の問題が発生し、改善しない場合は、取引中止等の措置をとるものとする。

(令 6 告示 186・一部改正)

(雑則)

第 20 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日告示第 44 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 8 月 26 日告示第 186 号)

この告示は、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(令和 7 年 3 月 31 日告示第 67 号)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。